

松岡 隆敏議員



Q マイナンバーカード
発行状況は

A 現在327名に発行

カード交付の申請をすればマイナンバーカードが発行される。村の発行状況は。



住民福祉課長

松岡議員 平成25年5月に特定の個人を識別するための番号等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が成立した。この制度は国民一人ひとりに新たな番号を指定し、行政運営の効率化また、国民の利便性の向上を図るのが目的とされている。それに伴い、

マイナンバーは、日本国内に住所を有するすべての方に12桁の番号を付番して、社会保障、税、災害対策の分野で、効率的に情報を管理し、国、県、市町村あるいは健康保険組合などの複数の機関に存在する個人の情報が、同じ人の情報であることとを確認するために活用される。

平成27年10月5日から施行され、今年の1月からは、法律で定められた。社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーを記入する必要がある。国になってきている。国の機関では平成29年1月から、そして市町村、公共団体では平成29年7月からオンラインで情報の提供が始まることになっている。

まず通知カードについては住民基本台帳に基づき、地方公共団体情報システム機構から世帯ごとにとまとめて簡易書留によって通知カードの送付が順次始まっている。3月1日現在4536世帯、93・6%の世帯に通知カードの送付が済んでいる。

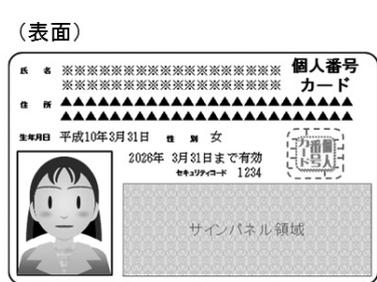
マイナンバーカードについては、交付を希望される方に通知カードと一緒に通知した申請書や、スマートフォン、パソコンなどを使って、インターネットで直接地方公共

Q 村のセキュリティ対策は

A データ流出防止のシステム設定を行っている

現在、カードが発行されているが、いろいろなトラブルが発生している。これは地方公共団体情報システム機構の問題かもしれないが、ICチップに不具合のあるカードが見つかったり、2人に同一ナンバーが割り当てられる等、いろいろなトラブルが発生している。個人が取り扱いには十分注意しなければならぬが、いつ犯罪に巻き込まれるかわからない。

村ではどんなセキュリティ対策をとっているのか。



住民福祉課長 個人カードの交付事務は制度の基本的な部分である。

通知カード、個人カードの交付の誤りがないよう本人確認を確実に、複数の職員で確認しながら交付を行っている。

紙ベースでマイナンバーが大量に漏れないように数量を制限するシステムの設定を行っている。

このような対策を村では行っているが、職員が住民の方の大事な個人情報を取り扱っているということを認識して事務に当たるといふことが一番大事だ。今後も注意を払いながら適正な事務に努める。

松岡議員 マイナンバーカードに限らず、役場の扱う個人情報のセキュリティにしっかりと努めていただきたい。